

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月13日
【中間会計期間】	第15期中（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）
【会社名】	株式会社ココナラ
【英訳名】	coconala Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 鈴木 歩
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号
【電話番号】	03-6712-7771
【事務連絡者氏名】	執行役員 国原 啓司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号
【電話番号】	03-6712-7771
【事務連絡者氏名】	執行役員 国原 啓司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 中間連結会計期間	第15期 中間連結会計期間	第14期
会計期間	自2024年9月1日 至2025年2月28日	自2025年9月1日 至2026年2月28日	自2024年9月1日 至2025年8月31日
売上高 (千円)	4,715,404	4,991,173	9,410,783
経常利益 (千円)	171,383	231,961	227,276
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	160,008	157,789	306,904
中間包括利益又は包括利益 (千円)	116,124	157,334	262,149
純資産額 (千円)	2,600,602	2,566,334	2,417,262
総資産額 (千円)	6,603,752	6,352,633	6,325,234
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	6.71	7.01	13.07
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	6.56	6.83	12.77
自己資本比率 (%)	34.5	33.2	31.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	22,488	326,127	255,082
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	201,069	37,218	481,589
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	217,455	214,165	742,816
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	3,464,310	3,010,744	2,936,000

(注)当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

なお、当中間連結会計期間より、セグメント情報の「その他」の区分を廃止しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態の状況

##### (資産)

当中間連結会計期間末における資産合計は前連結会計年度末より27,398千円増加し、6,352,633千円となりました。

これは主に、その他流動資産が59,774千円減少した一方、現金及び預金が74,744千円増加したことによるものであります。

##### (負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は前連結会計年度末より121,673千円減少し、3,786,299千円となりました。

これは主に、長期借入金が104,994千円減少したことによるものであります。

##### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は前連結会計年度末より149,071千円増加し、2,566,334千円となりました。

これは主に、自己株式の取得により株主資本が63,007千円減少した一方、利益剰余金が157,789千円、新株予約権が55,054千円増加したことによるものであります。

#### (2) 経営成績の状況

当社におきましては、「一人ひとりが『自分のストーリー』を生きていく世の中をつくる」をビジョンに掲げ、EC型のサービスマーケットプレイスである「ココナラスキルマーケット」等のサービスを展開しており、唯一無二のサービスECプラットフォームとなることを目指しております。

当社がターゲットとする個人・企業間サービスにおいては、潜在市場規模は約37兆円と非常に大きい一方（日本総合研究所による推定値）、オンラインで取引される比率は米国と比較して非常に小さいとされています。オンラインでのサービス取引は、人生100年時代の到来や働き方改革でライフスタイルが従来とは大きく変化する中、社会的にも重要性の高い市場と考えております。

当中間連結会計期間につきましては、「ココナラスキルマーケット」において、従来の出品者支援サービスを刷新したセラーサクセスの提供を開始し、月額固定型の新たな収益源を創出した他、PayPayでの購入に対応するなど、ココナラ経済圏のさらなる拡大が進みました。また、「エージェント」においては、新規事業として「ココナラBPO」を立ち上げ、法人ユーザーのニーズに包括的に応える体制を整えております。さらに、顧客・社内の両面でAI活用を強かに推進し、サービス提供の効率化と付加価値の最大化に努めました。

この結果、当中間連結会計期間の流通総額は8,498,408千円（前年同期比1.2%増）、売上高は4,991,173千円（前年同期比5.8%増）、営業利益は231,813千円（前年同期比17.0%増）、経常利益は231,961千円（前年同期比35.3%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は157,789千円（前年同期比1.4%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

##### マーケットプレイス

「マーケットプレイス」においては、「ココナラスキルマーケット」、「ココナラ募集」及び「ココナラ法律相談」が着実に成長しました。「ココナラスキルマーケット」では、購入者の利便性向上と決済手段の多様化を図るため、2025年12月にキャッシュレス決済サービスPayPayを導入しました。また、2026年1月には出品者支援サービスであるセラーサポートを刷新し、データ分析に特化した機能を大幅に拡張したセラーサクセスの提供を開始しました。

この結果、売上高は2,970,514千円（前年同期比8.9%増）、セグメント利益は366,636千円（前年同期比13.4%増）となりました。

#### エーエージェント

「エーエージェント」においては、「ココナラアシスト」が急成長を遂げている他、株式会社ココナラテックの業績についても営業効率が大幅に改善し、売上の拡大が加速しております。2026年1月には新規事業として「ココナラBPO」を立ち上げ、「営業代行」「補助金サポート」「SNS運用代行」及び「HRアドバイザー」の各サービスを順次リリースしました。

この結果、売上高は2,020,658千円（前年同期比1.7%増）、セグメント損失は134,822千円（前年同期は107,770千円のセグメント損失）となりました。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は前連結会計年度末より74,744千円増加し、3,010,744千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、326,127千円の収入（前年同期は22,488千円の支出）となりました。これは主に税金等調整前中間純利益231,961千円の発生、株式報酬費用59,937千円によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、37,218千円の支出（前年同期は201,069千円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出41,291千円によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、214,165千円の支出（前年同期は217,455千円の支出）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出104,994千円、自己株式の取得による支出99,981千円によるものであります。

#### (4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

#### (5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

#### (7) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	71,268,000
計	71,268,000

###### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (2026年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2026年4月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,054,300	24,054,300	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、1単元の株式数は、100株であります。
計	24,054,300	24,054,300	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年4月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第21回新株予約権

決議年月日	2025年11月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員を除く) 1 当社従業員 2
新株予約権の数(個)	145,871(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 145,871(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	380(注)2
新株予約権の行使期間	自 2028年10月1日 至 2036年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 565 資本組入額 282.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

新株予約権者は、2028年8月期乃至2031年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書(対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された連結損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書を意味する。以下同様とする。)に記載された売上高が一度でも16,000百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が死亡した場合には、当該本新株予約権者の相続人は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使することができるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合、または当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上もしくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合もしくは株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して決定する。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
  - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (7) その他新株予約権の行使の条件  
上記3に準じて決定する。
  - (8) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記4に準じて決定する。

第22回新株予約権

決議年月日	2025年11月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2
新株予約権の数（個）	26,305（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 26,305（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2028年11月14日 至 2031年11月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 328.06 資本組入額 164.03
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会において、当社普通株式に対する公開買付けが開始されることを認め、本新株予約権者に本新株予約権の権利行使を認めるべきことを決定し、この旨を本新株予約権者に通知した場合において、通知した日以降30日が経過する日又は公開買付けにかかる決済開始日前日のいずれか早い日までの間（以下「公開買付け等権利行使期間」という。）に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認められた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下のa、c、iの場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

- a 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- b 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- c 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- d 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- e 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- f 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- g 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- h 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

- i 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合いて賛成した場合にはこの限りではない。

#### 4. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。但し、上記3.(1). に基づいて本新株予約権を行使することができる場合は本項は適用されない。
- (2) 当社は、前号本文の規定にかかわらず、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。但し、上記3.(1). に基づいて本新株予約権を行使することができる場合は本項は適用されない。
- (3) 当社は、上記3.(1). に基づいて本新株予約権を行使することができる場合において、公開買付け等権利行使期間内に本新株予約権者が本新株予約権を行使しなかった場合、未行使の本新株予約権を無償で取得する。
- (4) 当社は、本新株予約権者が上記3.(1). ~ に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は権利行使条件が満たされないことが確定した場合若しくは本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

#### 5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。但し、上記3.(1). に基づいて本新株予約権を行使することができる場合は本項は適用されない。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記3に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記4に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡制限譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置 会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年9月1日～ 2026年2月28日(注)	7,000	24,054,300	332	1,255,688	332	10,731

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
note株式会社	東京都千代田区麹町6丁目6-2	2,190,000	9.78
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS - PACIFIC POOL (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	2A RUE ALBERT BORS CHETTELUXEMBOURG L-1246 (東京都千代田区丸の内1丁目4- 5)	1,153,500	5.15
新明智	東京都千代田区	1,054,000	4.71
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	811,500	3.62
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6-21	602,000	2.69
鈴木 歩	東京都世田谷区	533,763	2.38
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラス ト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 (東京都港区赤坂1丁目8-1)	497,800	2.22
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27-3 0)	418,900	1.87
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / UCITS CLIENTS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	5 ALLEE SCHEFFER, L-2520 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11- 1)	348,400	1.56
SON Financial合同会社	東京都中央区東日本橋2丁目26-17	324,000	1.45
計	-	7,933,863	35.41

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

3. 2024年11月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、フィデリティ投信株式会社が2024年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木7丁目7-7	1,874,800	7.84

4. 2025年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、アローストリート・キャピタル・リミテッド・パートナーシップが2025年8月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アローストリート・キャピタル・リミテッド・パートナーシップ	200 クラレンドン・ストリート 30階 ボストン マサチューセッツ州02116 アメリカ合衆国	1,290,000	5.37

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,654,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,381,400	223,814	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 18,600	-	-
発行済株式総数	24,054,300	-	-
総株主の議決権	-	223,814	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が90株含まれております。

【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ココナラ	東京都渋谷区桜丘町20-1	1,654,300	-	1,654,300	6.88
計	-	1,654,300	-	1,654,300	6.88

(注) 上記の他、自己所有名義の単元未満株式90株を保有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

## 1【中間連結財務諸表】

## (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,936,000	3,010,744
売掛金	874,589	890,152
前払費用	187,444	242,267
未収還付法人税等	2	-
その他	250,105	190,330
流動資産合計	4,248,143	4,333,495
固定資産		
有形固定資産		
建物	261,483	261,794
工具、器具及び備品	106,358	99,961
建設仮勘定	-	24,750
減価償却累計額	188,945	202,670
有形固定資産合計	178,896	183,835
無形固定資産		
ソフトウェア	15,331	28,236
のれん	919,735	875,766
顧客関連資産	317,335	286,850
無形固定資産合計	1,252,402	1,190,852
投資その他の資産		
長期前払費用	5,156	25,461
差入保証金	500,227	490,262
繰延税金資産	134,530	123,650
その他	3,778	3,778
投資その他の資産合計	643,693	643,153
固定資産合計	2,074,992	2,017,841
繰延資産		
株式交付費	587	-
社債発行費	1,511	1,295
繰延資産合計	2,098	1,295
資産合計	6,325,234	6,352,633

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	270,457	293,012
未払金	446,226	399,972
未払費用	75,532	74,155
未払法人税等	57,098	89,308
前受金	722,364	777,345
預り金	882,360	798,866
1年内返済予定の長期借入金	209,988	209,988
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
賞与引当金	2,224	24,718
ポイント引当金	2,320	2,426
クーポン引当金	8,742	9,145
その他	80,918	80,965
流動負債合計	2,778,232	2,779,904
固定負債		
社債	60,000	50,000
長期借入金	934,201	829,207
繰延税金負債	98,543	90,148
資産除去債務	36,995	37,039
固定負債合計	1,129,739	1,006,394
負債合計	3,907,972	3,786,299
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,255,356	1,255,688
資本剰余金	1,019,123	1,018,480
利益剰余金	255,323	413,112
自己株式	518,109	581,116
株主資本合計	2,011,693	2,106,164
新株予約権	401,116	456,170
非支配株主持分	4,452	3,998
純資産合計	2,417,262	2,566,334
負債純資産合計	6,325,234	6,352,633

## (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
売上高	4,715,404	4,991,173
売上原価	1,704,876	1,832,537
売上総利益	3,010,527	3,158,636
販売費及び一般管理費	2,812,334	2,926,823
営業利益	198,193	231,813
営業外収益		
受取利息	1,728	2,784
受取還付金	1,046	1,277
受取損害賠償金	-	2,360
経営指導料	7,727	-
債務勘定整理益	-	4,253
その他	2,468	663
営業外収益合計	12,971	11,338
営業外費用		
支払利息	7,042	7,774
投資有価証券評価損	30,000	-
持分法による投資損失	207	-
その他	2,530	3,416
営業外費用合計	39,781	11,190
経常利益	171,383	231,961
特別損失		
子会社株式売却損	1,409	-
特別損失合計	1,409	-
税金等調整前中間純利益	169,974	231,961
法人税等、住民税及び事業税	65,388	72,141
法人税等調整額	9,298	2,485
法人税等合計	56,090	74,626
中間純利益	113,883	157,334
非支配株主に帰属する中間純損失( )	46,124	454
親会社株主に帰属する中間純利益	160,008	157,789

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
中間純利益	113,883	157,334
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,240	-
その他の包括利益合計	2,240	-
中間包括利益	116,124	157,334
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	160,022	157,789
非支配株主に係る中間包括利益	43,898	454

## (3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	169,974	231,961
減価償却費	26,618	40,660
繰延資産償却額	1,977	803
のれん償却額	43,969	43,969
顧客関連資産償却費	30,485	30,485
差入保証金償却額	5,138	9,965
投資有価証券評価損益(は益)	30,000	-
株式報酬費用	80,060	59,937
受取利息	1,728	2,784
支払利息	7,086	7,817
持分法による投資損益(は益)	207	-
子会社株式売却損益(は益)	1,409	-
売上債権の増減額(は増加)	140,405	16,551
前払費用の増減額(は増加)	116,154	47,565
長期前払費用の増減額(は増加)	2,071	3,694
仕入債務の増減額(は減少)	98,352	22,555
未払金の増減額(は減少)	39,952	46,253
未払費用の増減額(は減少)	51,627	1,376
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	5,441	5,475
未払消費税等の増減額(は減少)	68,927	187
前受金の増減額(は減少)	169,227	54,980
預り金の増減額(は減少)	212,439	83,493
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	989
賞与引当金の増減額(は減少)	-	22,494
ポイント引当金の増減額(は減少)	472	106
クーポン引当金の増減額(は減少)	209	402
その他の流動資産の増減額(は増加)	60,326	38,062
その他	2,351	680
小計	56,715	375,841
利息の受取額	1,728	2,784
利息の支払額	7,042	7,774
法人税等の支払額	73,889	44,724
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,488	326,127
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	1,845	41,291
無形固定資産の取得による支出	3,000	17,212
差入保証金の回収による収入	58,571	21,286
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	254,795	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	201,069	37,218
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	110,831	104,994
新株予約権の行使による株式の発行による収入	165	664
社債の償還による支出	10,000	10,000
自己株式の取得による支出	96,800	99,981
新株予約権の発行による収入	11	145
財務活動によるキャッシュ・フロー	217,455	214,165
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	441,013	74,744
現金及び現金同等物の期首残高	3,905,323	2,936,000
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,346,310	1,230,107,744

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

資産から直接控除した貸倒引当金

	前中間連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計年度 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
流動資産	- 千円	15,630千円

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
給料及び手当	756,654千円	824,122千円
広告宣伝費	565,173	627,755
賞与引当金繰入	-	24,241

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	3,464,310千円	3,010,744千円
現金及び現金同等物	3,464,310	3,010,744

2 重要な非資金取引の内容

譲渡制限付株式報酬制度における自己株式の処分は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
自己株式の減少額	- 千円	35,999千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2025年1月14日の取締役会において2025年1月15日から2025年3月31日にかけて、発行済普通株式総数500,000株、取得総額150,000千円を上限に自己株式を取得することを決議し、2025年2月28日までに普通株式283,600株を東京証券取引所の市場買付により96,778千円で取得を行いました。

この結果、自己株式が96,800千円増加し、当中間連結会計期間末において、自己株式が96,800千円となっております。

当社は2024年11月27日開催の第13回定時株主総会決議により、2025年1月10日付で、会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の額を2,054,957千円減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填を実施しております。

この結果、利益剰余金が1,541,837千円増加し、当中間連結会計期間末において、利益剰余金が108,426千円となっております。

当中間連結会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2025年12月5日の取締役会において2025年12月8日から2026年2月28日にかけて、発行済普通株式総数300,000株、取得総額100,000千円を上限に自己株式を取得することを決議し、2025年12月9日までに普通株式290,800株を東京証券取引所の市場買付により99,981千円で取得を行いました。また、2025年11月26日の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として105,263株の自己株式の処分を行いました。

この結果、自己株式は取得により99,981千円増加、処分により36,974千円減少し、当中間連結会計期間末において、581,116千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他(注1)	合計(注2)
	マーケットプレイス	エージェント	計		
売上高					
一時点で移転される財	2,373,156	-	2,373,156	-	2,373,156
一定の期間にわたり移転される財	354,840	1,987,406	2,342,247	-	2,342,247
顧客との契約から生じる収益	2,727,997	1,987,406	4,715,404	-	4,715,404
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への営業収益	2,727,997	1,987,406	4,715,404	-	4,715,404
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,727,997	1,987,406	4,715,404	-	4,715,404
セグメント利益又は損失( )	323,202	107,770	215,432	17,239	198,193

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の合計額は、中間連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

当中間連結会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計(注)
	マーケットプレイス	エージェント	計	
売上高				
一時点で移転される財	2,562,607	-	2,562,607	2,562,607
一定の期間にわたり移転される財	407,907	2,020,658	2,428,565	2,428,565
顧客との契約から生じる収益	2,970,514	2,020,658	4,991,173	4,991,173
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への営業収益	2,970,514	2,020,658	4,991,173	4,991,173
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-
計	2,970,514	2,020,658	4,991,173	4,991,173
セグメント利益又は損失( )	366,636	134,822	231,813	231,813

(注)セグメント利益又は損失の合計額は、中間連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの変更)

前連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社クレストスキルパートナーズ(旧株式会社ココナラスキルパートナーズ)の全保有株式を譲渡したため、株式会社クレストスキルパートナーズ(旧株式会社ココナラスキルパートナーズ)及びその子会社であるCSP1号投資事業有限責任組合は、当社の連結の範囲から除外しております。これにより、当中間連結会計期間から「その他」の区分を廃止しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
(1) 1株当たり中間純利益	6.71円	7.01円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	160,008	157,789
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	160,008	157,789
普通株式の期中平均株式数(株)	23,851,088	22,493,972
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	6.56円	6.83円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	525,625	601,556
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	2025年11月14日開催の取締役会決議による第21回新株予約権 新株予約権の数 131,523個 (普通株式 131,523株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月13日

株式会社ココナラ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古川 譲二

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ココナラの2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココナラ及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。